

도토리통신



ととり通信 第24号

料金後納

ゆうメール



〈 目 次 〉

上告棄却を受けて

- ① 弁護団声明 2
- ② ネットワーク声明 3
- 懇談会レポ 4
- 総括集会レポ
 - ① 内河弁護団長あいさつ文 5
 - ② 弁護団報告 5
 - ③ ネットワーク報告 7
 - ④ 対談 8
 - ⑤ 連帯メッセージ 9

- 弁護団の先生方よりメッセージ 12
～無償化裁判の10年を振り返って～
- 事務局ほのぼの便り 全裕誠さん ... 14
- 今後の活動方針 15
- 裁判応援グッズ紹介、カンパのお知らせ、
連絡先 16



愛知朝鮮高校生就学支援金不支給違憲国賠訴訟弁護団

2020年9月2日、愛知朝鮮中高級学校の高級部に在籍していた生徒10名（現在は卒業生）が就学支援金不支給は違憲、違法として提起した国家賠償請求訴訟について、最高裁判所第二小法廷は、原告らの上告を棄却し、上告受理申立を受理しないとする不当な決定を行いました。

この決定は、上告棄却について、「本件上告の理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに」上告理由に該当しないと、上告受理申立ての理由についても、「本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない」として、本事案についての具体的な理由は一切記載されていません。

名古屋地裁、高裁はいずれも、朝鮮高校の教科書の記述などの朝鮮高校における教育の内容に着目して、本件訴訟が全国で提起されて以降国が主張するようになった「朝鮮高校は北朝鮮・朝鮮総聯から不当な支配を受けている可能性がある」「不当な支配を受けているとすると教育基本法16条1項の『不当な支配の禁止』規定に違反する可能性がある」という主張を支持しました。このような地裁、高裁判決に対し、私たちは、上告理由書において、朝鮮高校の思想・信条を理由として、朝鮮高校生に対する就学支援金不支給を容認するものであり、思想・信条による差別として憲法19条、14条1項に違反すること、民族教育を受ける権利を保障する憲法13条、26条1項にも違反することを主張しました。本件は、当初から、生徒の国籍も在籍する学校の種別も問わず、「教育の機会均等」の実現を目的とする「高校無償化」制度からの差別的な排除の違法性が問われた事件であり、私たちの主張を憲法違反でなく単なる法令違反の主張と解釈する余地はありません。

上告受理申立理由についても、最高裁第二小法廷は、民訴法318条1項に規定する判例違反及び法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められないと判断しました。しかし、本件は、教育基本法16条1項の「不当な支配」を理由に、一部の外国人学校につき、教育内容を媒介にして民族団体との関係性に違法の疑いありと認定し、教育支援制度から除外した初めてのケースであり、「不当な支配」の禁止を教育の自主性原理と解釈してきた旭川学テ事件最高裁判決を含む従来の判例理論と異なる判断をしたものです。

また、名古屋高裁判決は、朝鮮高校に対する不指定処分の理由は、国が主張した「不当な支配の疑い」ではなく

高等学校に相当する外国人学校を広く対象と認めた省令ハを削除したことであると認めながら、その違法性については判断せず、行政が恣意的に高校無償化法の給付対象となる生徒を左右できることを認めています。このような高校無償化法の解釈が許されるのか、法令解釈について重要な事項が含まれていることは明らかであり、この点からも上告受理申立理由があることは明らかです。制度上就学支援金の対象となるとされながら、居住国日本と朝鮮半島の政治情勢に翻弄され中々給付を受けられず、外交上の思惑による省令ハの削除により最終的には制度からも除外されてしまった原告らは、多数者支配の政治の世界とは異なる人権に基づく救済を求めて本訴を提起しました。それにもかかわらず、最高裁の決定は、政府の政治的立場に呼応するように朝鮮高校の教育内容を問題視する下級審判決の是非を問うことをせず、少数者の思想信条における差別を受けない権利、民族教育を受ける権利を踏みにじるものでした。最高裁が上告審における審理を拒否したことは、憲法19条、14条1項等の重要な人権が侵害されている被害の実態から目を背け、少数者の人権の最後の砦としての司法の役割を放棄するものです。

また、学校で生徒、教員、保護者により自主的に行われている教育活動の中身を行政が恣意的に評価し、生徒に不利益を与える教育基本法16条1項の解釈に対して、最高裁が自ら正当な法解釈を行わなかったことは、今後同様の教育への公権力の介入を招くおそれがあり、この点でも最高裁は大きな過ちを犯しています。

私たち弁護団は、教育制度において、特定の教育施設に通う子どもたちが政治的・外交的理由や特定の団体との関係により排除されること、及び行政による差別的行為を追認する最高裁判所の決定に対して、断固として抗議するとともに、教育を受ける権利を差別的に侵害される子どもたちを救済するため、今後も諦めることなく、法的手続きを含むあらゆる手段を検討していきます。そして、原告ら及び当事者の方々、原告らの自らの尊厳をかけた闘いに呼応して、それぞれの立場で真摯に日本社会の差別に向き合い、本件裁判を支援してくれた支援者の方々とともに、朝鮮学校の生徒に対する差別が是正され、平等な教育支援が実現されるまで闘い続けることを誓います。

2020年9月4日

朝鮮高校にも差別なく無償化適用を求めるネットワーク愛知

2020年9月2日、愛知朝鮮中高級学校の高級部に在籍していた生徒10名（現在は卒業生）が就学支援金不支給は違憲、違法として提起した国家賠償請求訴訟について、最高裁判所第二小法廷は、原告らの上告を棄却し、上告受理申立を受理しないとする決定を出しました。

本訴訟は、原告10名が日本国を相手に「高校無償化」から朝鮮高校を排除することは不当だとして、2013年1月24日名古屋地裁に提起したことに始まるものです。その5年3ヶ月後（2018年4月27日）に名古屋地裁が、そして、その1年半後（2019年10月3日）に名古屋高裁が、いずれも原告側の訴えを退けました。そして、原告たちが最高裁に上告していたのですが、9月2日付の棄却をうけ、愛知の無償化訴訟は敗訴が確定しました。

本上告棄却に関する最高裁の通知には「本件上告の理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに」上告理由に該当しないので、上告受理申立ての理由についても、「本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない」と記され、本事案についての具体的な理由は一切記載されていませんでした。原告の主張は一顧だにせずに、棄却だけを伝えてきたのです。

愛知の無償化訴訟では、日本と朝鮮半島の近代史、在日朝鮮人の歴史、朝鮮学校の歴史、在日朝鮮人に対する差別、「北朝鮮嫌悪」の問題など、本件の問題の根底にあるものを丁寧に論じてきました。また、原告全員および原告保護者が意見陳述を行い、在日朝鮮人にとって朝鮮学校という場がいかに大事な場であるかを述べました。さらには、口頭弁論のたび、毎回、200名～230名の方が80弱しかない傍聴席を求めて抽選に並び、裁判の行方を見守ってきました。とにかく、この問題が単なる「お金の問題」ではなく、日本に未だに根強く存在する「植民地主義」の問題であること、原告たちにとっては、自分の存在と尊厳をかけた訴訟なのだということを懸命に裁判所に（そして社会に）訴えてきました。しかし、その訴えは裁判所には届きませんでした。

地裁、高裁、最高裁ともに「不当判決」であり、私たちはこの判決に断固抗議します。これらの判決は「教育機会の均等」を謳った「高校無償化法」の趣旨に反するばかりか、憲法によって守られているはずの「精神の自由」をおびやかし、さらに、国際条約（人種差別撤廃条約・子どもの権利条約）にも違反しています。朝鮮学校や朝鮮学校に通う生徒に対する差別を追認するもので、断じて許すことはできません。

しかしながら、一方で、愛知の無償化訴訟の判決は、私たちに大きな課題をつきつけてきました。上述のように、愛知の訴訟は、真正面から歴史問題や朝鮮学校の存在意義を法廷で展開したため、地裁の判決では、朝鮮学校の存在意義を認めました。朝鮮高校の教育レベルが一定の水準を保ち、在日朝鮮人の子どもたちのアイデンティティ育成には非常に大事な

場であることも認めています。それにもかかわらず、被告・日本国が裁判の途中から出してきた「論理」、すなわち、「朝鮮高校は総聯および北朝鮮から不当な支配をうけている可能性がある」ので「教育基本法16条1項の『不当な支配の禁止』規定に違反する可能性がある」という主張を支持したのです。被告・日本国は、この主張の証拠として、高校無償化の適用可否の判断に当たって考慮しないものとされていた朝鮮高校の教科書の記述や教育活動の内容にかかわるものを提出し、朝鮮高校の教育のうち朝鮮民主主義人民共和国（朝鮮）の立場に基づく部分をことさらに取り上げ、日本政府と異なるその立場が「偏って」いるものであるかのように印象づけたのです。

このような判決は明らかに、行政が教育に「不当な支配」を理由に介入することを容認した、日本の教育の自由を考える上でも非常に問題のある司法判断です。しかし、この批判だけで朝鮮学校の権利は守られるのでしょうか？私たちが今一度考えるべきは、日本社会に生きる私たちにしみついた「北朝鮮」に対する眼差しです。名古屋地裁の判決も、結局は「北朝鮮」を悪魔化する見方から自由になれず、朝鮮について朝鮮の立場で教育をすることを問題視し、被告・日本国の主張を認めたのです。朝鮮学校が朝鮮との関係を密接に持ち、そして、朝鮮を<祖国>として、朝鮮学校の大事な支柱としていること。これを丸ごと、在日朝鮮人の権利として認めていくような社会を形成することが私たちの課題として突きつけられたのです。

名古屋地裁の判決は「差別はよくないが、朝鮮学校にも問題がある」いや「朝鮮学校にも問題があるが、差別はよくない」というような日本社会にある「良心」を体現したもので、それを名古屋高裁も支持、そして、最高裁も結果としては認めたこととなります。「不当判決！」という言葉で司法を断罪することは簡単です。しかし、これは司法だけの問題ではなく、日本社会全体の問題であることはいうまでもありません。私たちの課題は、これを思想的にどう乗り越えるかです。

愛知の無償化訴訟は、朝鮮学校と朝鮮の関係を単に歴史に迂回するだけでなく、<今>を問いました。朝高生はなぜ朝鮮に修学旅行に行くのか、朝鮮学校は、なぜ分断国家のうち北側の朝鮮を「正当な国家」としてみなすか。

このような問いなしでは、この無償化排除という差別問題の根本を見ることができないと考えてきたからです。しかし、その戦略は、裁判所には、そして、日本社会には十分には通じませんでした。しかし、私たちは諦めません。敗訴は敗訴として真摯にうけとめながらも、在日朝鮮人が朝鮮学校で学ぶという当たり前の権利を獲得するために闘い続けます。私たち“朝鮮高校にも差別なく無償化適用を求めるネットワーク愛知”は、判決が突きつけてきた課題に向き合いつつ、今後、民族教育の未来とともに作ることができるような社会の形成に努力を絶やさないと誓います。

2020年9月5日

懇親会 レポ

2020年11月11日に原告の方々を交えた懇談会を行いました。
当日に参加したある原告の保護者の方からメッセージを頂きました。

原告のオモニとして、この裁判闘争を振り返る懇談会に参加しました。訴訟を起こした当時は高校生だった子どもたちが、まだまだ未熟ではあるけれどすっかり社会人となり社会に貢献し働いているそのオモニたちの第一声は「大きくなったね～」でした。いつまでたっても子どもを見つめ見守るオモニたちの気持ちはいつも同じなんだなあと感じたところです。

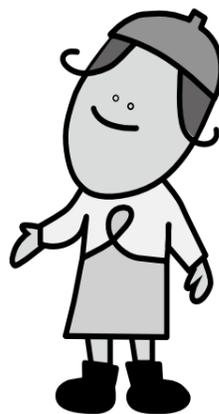
いつも前だけを見つめるオモニたち。懇談会で話した内容は「愛知のウリハッキョを盛り上げたい、どうすればいいのだから、新しい愛知のハッキョ建設で同胞が一つになって力を合わせて今まで以上に素晴らしい民族教育ができれば良いね」と常に前向きで未来だけを見ていると感じていました。

裁判を起こす前に一番心配だったことは原告が私たちの子どもだということ。子供たちのためにすべてを投げ出すオモニたちの気持ちはどんなものだったか、不安な気持ちでいっぱいだったはず。10人の原告、高校無償化から排除され裁判闘争をすると決めた期間の高校生は延べ500人以上となるその中のたった10人。原告となることのリスクや起こり得るネット社会の誹謗中傷をきちんと説明して下さった弁護士先生、常にプライバシー保護を一番に考えて下さった弁護団の先生方がいらっしゃったから、私たちはこの様な判決の後も笑って朝鮮学校の未来を語れるのではないかと感じています。懇談会の場で少し発言する時間を頂いたのですが、その時に戻って裁判するかと尋ねられても今の私は裁判をすると答えるといいました。そんな言葉が出たのも常に私たちを保護して下さった弁護団の先生方に守られているとの安心感からだったんです。いつも私たちの隣にいて一緒に笑い、泣き、怒り、朝鮮学校とその学生を理解しようとして下さった弁護団の先生に心より感謝申し上げます。

この10年。日本社会で私たちの民族教育を支援して下さるたくさんの方の輪ができたように感じます。この輪を大きなひとつの輪にしたかったのですが、それが出来なかったことが今振り返ると一番残念なことと感じて

います。在日朝鮮人や朝鮮学校を知ってもらうことから少しずつスタートしようと色々な場所で発言する機会をいただきました。私たちが正しいと当たり前のように話しをしてきましたが、私たちがウリナラと呼ぶ北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)嫌悪がこんなに根深く日本社会に広がっているとは思いませんでしたし、同じ朝鮮半島の民族が、日本社会でこんなに分断していることを考えもしませんでした。いつも朝鮮学校と子どもたちに寄り添ってくれた無償化ネット愛知はこの間、月に一度必ず会議を開きました。支援する輪を一つにしようとパピンスコンサートを開催したり、小さな単位で歌ったりメッセージを伝えたり、金曜日に「こどもにえがおを 朝鮮高校無償化行動・あいち」が街宣路上ライブを続けたり、人業劇団ひらき座の公演では必ず無償化ネット愛知のグッズを販売してくれたり、募金を集めてくれたりと、私たちの気づかないところで静かに見守ってくれたり助けて下さったこと、「オンニ大丈夫ですか」と判決の度にショートメールをくれたり、何か手伝いたいと話す後輩…ありがたい言葉だけではこの感謝の気持ちは伝えきれないと思います。朝鮮学校はこれからも存在し発展し続けます。そう願っています。私たちは日本社会でこれからも堂々と生きていきます。日々成長する子どもたちのために立ち止まったりしませんので、よろしくお祈りしますね。

감사합니다! (カンサハンミダ!)



総括集会レポ

①内河弁護士長あいさつ文

懇談会の翌日11月12日に行われた総括集会の報告です。

闘いを続けよう! —— 名古屋訴訟弁護団長 内河 恵一

1. 朝鮮高校の皆さんを初め在日朝鮮社会の若者達が、日本社会の中で学び成長する権利がしっかりと保障されるべきであるとの思いを裁判に託し10年にわたって闘ってきた「朝鮮高校無償化裁判」の最高裁の判決が敗訴判決に終わったことは、個人的にも大変悔しい思いがあり、又、弁護団長としても大きな責任を感じています。私も50年の弁護士生活の中で、勝つ判決もあったし負ける判決も何回が経験してきました。特に、国相手の裁判は、勝訴する方が難しいとも言われてきました。私は、本件裁判を提起する頃、愛知朝鮮高校の講堂で、生徒の皆さん方に、政治の世界は、朝鮮高校の無償化除外というトンでもないことをやったが、裁判所はそれとは違い、そこには「まだ希望がある」とお話をした記憶があります。それは、自民政権の余りにも理屈に合わない不条理で、しかも基本的人権の擁護を基本的理念と位置付ける日本国憲法に反する行為に、日本の司法は必ず「不可」との判断を下すとの希望を持っていたからです。最高裁の判決を経て、私自身が持っていた裁判所への期待は完全に裏切られました。改めて、こうした敗訴の結果を踏まえて、裁判所に代わって皆さん方にお詫びをしたいという気持ちで一杯です。
2. しかし、10年も頑張ったのだから残念なことに間違いありません。にもかかわらず、今回の判決には「負けた」という気持ちはそれ程強くはありません。何故か? 地裁、高裁・最高裁のいずれの判決にも、その事実の捉え方と法的論理に全く説得力がないからです。こうすれば良かった、とか、ああしない方が良かったと、ということが考えられないのです。判決の内容から考えて、初めから裁判所による判決の結論は、決まっていたとの判断をせざるを得ないのです。もちろん裁判所は、こうであってはならないはず。国会や行政が、憲法の定めるルールをないがしろにして、差別を許容し、人々の権利を侵害するようなことがあったら、毅然とした態度でその事実を受け止め、国の行為を厳しく指摘し、人々の権利の回復に努めるようにしなければなりません。これが

日本国憲法第81条が規定する違憲立法審査権という制度です。今回、名古屋地裁も、名古屋高裁も、最高裁さえも、こうした裁判所の最も大切な使命を全く放棄してしまったのです。

3. 実は、こうした裁判所が憲法の番人としての役目を怠るという現象は、この裁判だけに限りません。私の関与している最近の裁判だけでも、ギリギリの生活にあえぐ生活保護受給者の給付金を更に切り下げた処分取消訴訟でも、新安保法制違憲訴訟でも共通して発生しているのです。すなわち、自民党や裁判所だけではなく、こうした動きを支持し後押しする勢力が今の日本の社会には広く存在していると考えざるを得ません。
4. 私たちは、こうした状況を生み出している日本の社会に厳しい目を向けなければならないのではないかと強く思っています。特に明治以降の日本の歴史の中で最大の汚点といわれる朝鮮半島に対する植民地支配に関わる問題については、植民地支配の責任を問うことなく、過去の歴史的事実を肯定的に受け止め(歴史への付度)、植民地支配の結果生み出された我が国の罪責を抹殺し、正に歴史修正を積極的に進めようとしている事実を注視していかなければならないと思います。歴史を仕切った人々は既にこの世にはいません。しかし、その分「付度」が勝手に行われ、限りなく「硬直化」しているのです。正に「付度の固定的右翼化現象」が進んでいるといっても良いでしょう。
5. この極めて現代的な問題に対し、私たちは、鋭く対決していかねばならない。すなわち日本の社会の中において、まともな考え方が大切にされる正常な社会、民主主義が確認できる社会を作り上げることに立ち向かわなければならないと考えています。朝鮮高校無償化の問題を共に闘った在日朝鮮社会の皆さんと日本社会の劣化を憂える私たちが力を合わせて、日本社会の中の差別を排し、在日朝鮮社会の皆さん方の権利が大切にされる社会の建設に努力していきましょう。

総括集会レポ②裁判総括集会弁護団報告

裴 明玉

2020年9月2日、愛知無償化裁判について最高裁判所第二小法廷(なお、大阪、東京の上告を棄却したのは第三小法廷)は、上告棄却、上告不受理決定を行いました。

最高裁は、地裁、高裁のように事実の審理はせず、憲法違反や判例違反、重要な法令解釈の問題のみを審査する法律審です。今回の最高裁の決定は、原告らの上告理由は最高裁で審理すべき憲法違反などに当たらないとして審理自体をしない

=門前払いをしたものです。最高裁の決定書には、何故そのような結論になったか、その理由は書かれておらず、いわゆる「三行半決定」と言われるものでした。しかし、この決定は明らかに不当なものです。

名古屋地裁、高裁はいずれも、朝鮮高校の教科書の記述などの朝鮮高校における教育の内容に着目して、裁判が起こされてから国が主張するようになった「朝鮮高校は北朝鮮・朝鮮総

聯から不当な支配を受けている可能性がある」「不当な支配を受けているとすると教育基本法 16 条 1 項の『不当な支配の禁止』規定に違反する可能性がある」という主張を支持しました。弁護団は、これらの判決は、朝鮮高校の祖国に対するスタンスという思想・信条を理由として、朝鮮高校生に対する就学支援金不支給を容認するものであり、思想・信条による差別として憲法 19 条（思想信条の自由）、14 条 1 項（法の下での平等）に違反すること、民族教育を受ける権利を保障する憲法 13 条（個人の尊重と幸福追求権）、26 条 1 項（教育を受ける権利）にも違反することを主張しました。

本件は、当初から、生徒の国籍も在籍する学校の種別を問わず「教育の機会均等」の実現を目的とする「高校無償化」制度からの排除という差別の違法性が問われた事件であり、私たちの主張を憲法違反の主張ではないと解釈する余地はなかったはずです。

また、本件は、教育基本法 16 条 1 項の「不当な支配」を理由に、一部の外国人学校につき、教育内容を媒介にして民族団体との関係性に違法の疑いありと認定し、教育支援制度から除外した初めてのケースでした。生徒、保護者、教師という学校現場の当事者が自主的に行っている教育活動を問題視して、不利益を与えることは、「不当な支配」の禁止を教育現場の自主性を守るためのものと解釈してきた従来の最高裁判決とは異なるものでした。

さらに、名古屋高裁判決は、全国の裁判所で唯一、朝鮮高校に対する不指定処分理由は、「不当な支配の疑い」ではなく朝鮮高校を無償化の対象としていた省令ハを削除したことであると認めながら、省令ハ削除の違法性については判断を避け、不当な支配の問題をあげて朝鮮高校は元々無償化の対象となる学校ではなかった、よって朝鮮高校生には不指定処分による損害がない、と結論付けました。文部科学省という行政機関が恣意的に省令の対象を狭めて、高校無償化法の対象となる生徒を左右できることを認めてしまい、高校無償化法の理念を骨抜きにしまったのです。

このような高校無償化法の解釈が許されるのか、法令の解釈について重要な事項が含まれていることは明らかであり、この点からも本件は最高裁で審理されるべきでした。

民主党政権時代には、制度上就学支援金の対象となるとされながら、日本と朝鮮半島の政治情勢に翻弄され中々給付を受けられず、自民政権によって拉致事件などにかこつけて省令ハの削除により制度からも除外されてしまった原告らは、多数者支配の政治の世界とは異なる人権に基づく救済を求めて本訴を提起しました。それにもかかわらず、最高裁の決定は、政府の政治的立場に呼応するように、朝鮮高校の教育内容を問題視する下級審判決の是非を問うことをせず、少数者の思想信条における差別を受けない権利、民族教育を受ける権利を踏みにじるものでした。最高裁が上告審における審理を拒否したことは、憲法上の重要な人権が侵害されている被害の実態から目を背け、少数者の人権の最後の砦としての司法の役割を放棄するものです。また、学校で自主的に行われている教育活動の中身を行政が恣意的に評価し、生徒に不利益を与える教

育基本法 16 条 1 項の解釈に対して、最高裁が自ら正当な法解釈を行わなかったことは、今後同様の教育への公権力の介入を正当化するおそれがあり、この点でも最高裁は大きな過ちを犯しています。

私たち弁護団は、教育制度において、特定の教育施設に通う子どもたちが政治的・外交的理由や特定の団体との関係により排除されること、行政による差別的行為を追認する最高裁判所の決定に対して、断固として抗議します。敗訴という結果を受けても、この裁判で原告らが問うた民族教育を受ける権利の保障、朝鮮高校生に対する差別を決して許さないというその闘いの正しさに対する確信は少しも揺るぎません。

ここからは、私の個人的な思いを含めたお話となります。日本の裁判所には、就職・昇進差別、指紋押捺強制、参政権からの排除、ヘイトスピーチなどの差別を覆そうとする在日朝鮮人らの長い闘いの歴史がありました。今回の裁判は、朝鮮学校の生徒自身が初めて日本の法廷で差別を許さないという声をあげた、そして、若い世代の多くの朝鮮学校 OB・OG が、オモニ・アボジとして、弁護士として、教師として、その闘いの中心を担った、私たち 在日朝鮮人は、世代が変わっても、植民地主義には与しない、そのことを日本政府につきつけた闘いでした。そして、このような当事者の尊厳をかけた闘いに呼応して、それぞれの立場で真摯に日本社会の差別に向き合い、本件裁判を支援してくれた支援者の方々、前文科事務次官でありながら裁判に協力してくれた方、分断が在日朝鮮人に与えてきた苦しみを知り、その現状を韓国から変えていこうとする韓国の支援者の方々と繋がる場にもなりました。この闘いは間違いなく民族教育の未来に橋を架ける闘いでした。

しかし、裁判での国の主張は、植民地支配に対する反省はまったく見られず、戦後からかわらず朝鮮学校の教育を治安問題ととらえる国の態度が露骨に現れ、裁判官も国の立場を乗り越えようとはしませんでした。

裁判では「北朝鮮嫌悪」として提示した朝鮮民主主義人民共和国を巡る無知・偏見・思考停止、正しい歴史認識の欠如と歴史問題の過度の政治問題化、それ故の歴史に対する内省の欠如、などのこの社会の問題が差別を作り出していることを訴えてきましたが、裁判官から差別を断罪するだけの当事者性を引き出すには至りませんでした。そのように社会を変えることはできなかった、この点に今後の運動の課題が突きつけられていると思います。

最高裁の決定により裁判は終わりました。しかし、敗訴を本当の敗北にしないためには、これまでの闘いで明らかになった課題に真摯に向かい合い、闘いを続けていく必要があります。この裁判では、民族教育に対する差別や拉致問題と結びつけたレッテル貼りが、原告らの尊厳を侵害すると原告らが感じているのは何故なのか、民族教育がいかに原告らのアイデンティティと人格の形成にポジティブな役割を果たしているかを明らかにし、自由な民族教育権の保障が憲法上、国際人権法上欠くべからざるものであることを明らかにしてきました。私は弁護士として、裁判の過程で練り上げられた理論をさらに研究発展させ、社会に広げていくような活動を地道に続け、朝鮮学校の

生徒に対する差別が是正されるまで闘い続けることを誓います。その道を、本裁判をともに闘ってくださった皆様と共にできることを喜びとして歩み続けたいと思います。

教育を受ける権利を差別的に侵害される子どもたちを救済するため、今後も諦めることなく、法的手続を含むあらゆる手段を検討していきます。そして、朝鮮学校の生徒に対する差別が是正され、平等な教育支援が実現されるまで闘い続けることを誓います。

総括集会レポ ③無償化ネット愛知の活動報告

10年間の「支援」を振り返って ― 原科 浩

無償化ネット愛知の 10 年の活動について、当ネットワークの設立当初から現在まで継続して参加しているメンバーである、山本かほり氏に報告していただきました。

高校無償化制度が始まり、そして朝鮮高校生だけが除外された 2010 年から 10 年。決して短い時間ではありません。設立当初のコアメンバーの何人かは様々な理由で事務局から離れる者もありました。また、新たに事務局メンバーとして加わる者もありました。特に共に闘ってきた高校生たちは、3 年を共にすると次々に巣立っていきます。現在の高校 3 年生は、高校無償化制度が始まったときは小学生でした。このように節目の総括集会において、10 年の活動の歴史と意義を振り返り、確認することで、新たな闘いに向かう一歩を踏み出すための有意義な時間が共有できたと思います。

無償化ネット愛知の 10 年の活動の当初は署名運動・要請活動が軸でしたが、その大半は裁判支援でした。その結末は最高裁判所による控訴棄却・敗訴確定となりました。名古屋地裁の不当判決に始まり、それを名古屋高裁も踏襲し、さらには最高裁までが人権の砦であるべき司法の責任を放棄して門前払いをしたということになります。最高裁による控訴棄却を受けて、無償化ネット愛知が公表した声明には次のような文言があります。『名古屋地裁の判決は「差別はよくないが、朝鮮学校にも問題がある」いや「朝鮮学校にも問題があるが、差別はよくない」というような日本社会にある「良心」を体現したもので、それを名古屋高裁も支持、そして、最高裁も結果としては認めたことになります。「不当判決！」という言葉で司法を断罪することは簡単です。しかし、これは司法だけの問題ではなく、日本社会全体の問題であることはいうまでもありません。私たちの課題は、これを思想的にどう乗り越えるかです。』

みなさんはこの文章をどのように受け止めてくださったでしょうか。日本社会にある（括弧付きの）「良心」とは何なのでしょうか。日本社会全体の問題であり、（運動を担っている日本人支援者を含めて）私たちが乗り越えるべき課題であるとはどういうことなのでしょうか。山本氏の報告は、私たちの「声明」についてももう少し丁寧な説明が必要なのではないか、という事務局からの要請にも応える内容でした。以下にその要点を記しますが、記者（原科）の主観に基づくものであることをお断りしておきます。

愛知の裁判は正面突破の方針で闘ってきました。歴史問題や朝鮮学校の存在意義を正面切って法廷で展開してきました。

民族教育を支えてきた朝鮮総聯、祖国としての朝鮮民主主義人民共和国（朝鮮）と関係があることは当然なことであると主張してきました。だからこそ引き出された名古屋地裁判決でした。地裁判決は、限界はあるものの、一定の民族教育と朝鮮学校の存在意義を認めています。その一方で、国側が提出した膨大な資料（ほとんどは真偽が疑わしい S 新聞の記事など）に乗っかって、朝鮮学校の教育を「北朝鮮の指導者を賛美・礼賛する表現が多数みられ」とし、「授業内容を批判する能力が十分ではない後期中等教育の段階にある生徒に一方向的な観念を植えつけるような教育を施すことは、教育本来の目的にそぐわないものであるし、私立学校にも公共性は求められる」としました。そして結論として、「朝鮮高校が、一般的な後期中等教育や思想的要素のない民族教育を行う機関としての側面と、朝鮮総聯からの「不当な支配」を疑われる機関としての側面の両方の側面を有している…、前者の側面の価値を尊重すべきことと、後者の側面が本件規程 13 条に抵触することは別個の問題として考えざるを得ない」として、教育内容の評価に踏み込む判決となったのです。

この地裁判決を「不当判決」と断罪するだけですむ問題なのか。この判決は、実は日本社会の、さらには日本人支援者の中にある「良心」の延長線上にあるのではないのか、と指摘をされます。朝鮮高校の無償化排除に反対する言論にみられる「人権論」に矮小化する論理。朝鮮学校の歴史性、さらには「政治性」を無化する論理（朝鮮を「透明」にし、逆に「韓国」を可視化する）。「朝高生も同じ高校生です」、「北朝鮮と朝高生は別」と主張する普遍化の落とし穴。新聞の社説等にもみられる、「朝鮮学校も変わった。日本社会にも理解可能な学校になった」、だから朝鮮高校にも無償化を認めるべきとする主張。結局は無自覚に「同化」に加担しているのではないか。

私たちが支援している朝鮮学校の民族教育とは何か。抽象的な「権利論」「教育論」で理解できるものなのか。山本氏自身が朝高生たちとかかわり始めて、学生たちが口にする〈祖国〉への戸惑いと、そこに抱いた問題意識について語ります。朝高生の修学旅行（祖国訪問）に何回も随行してまで理解しようとした、朝高生にとつての〈祖国〉とは。祖国朝鮮を経験する朝高生たちのありのままの姿を、貴重な写真と動画で共有していただきました。

無償化ネット愛知の 10 年間の活動の成果は決して小さなものではありません。活動を通して多くの人々に出会いました。

支援の輪も広がりました。そして、厳しい闘いをしてきたからこそ、克服すべき課題も見えてきたと言えるでしょう。私たちは支援の間口を狭めようと考えているのではありません。山本氏が感じた戸惑いは、朝鮮学校の民族教育を深く知ろうと足を踏

総括集会レポート④対談

弁護団長挨拶、弁護団報告、無償化ネット愛知報告の後、一時休憩を挟んで対談が行われました。対談では5名の方々に登壇して頂き、10年間を振り返って思うこと、今後の支援の展望について率直に語ってもらいました。

まず、弁護団の仲松大樹さんはこの裁判に関わる中で生じた自分自身の変化について話してくれました。裁判に関わり始めた当初は民族意識や民族を前提として自分のあり方を考えるというところに抵抗があったという仲松弁護士。裴明玉弁護士から「私たちは生まれながらにして朝鮮人なんだから、無色透明なところから自分のことを考えるのは無理」と言われてもしっくりこなかったと当時のことを振り返ります。しかし、あるときからこの言葉の意味が肌感覚でわかるようになり、さらに「自分の中にもある民族意識、自分を自分たらしめている人間としての感覚に気づかせてもらった」と言います。「裁判官にこうした思いを持たせられなかったことが悔やまれるが、少しでも自分を問いただす機会を裁判官に持ってもらうよう言い続けるしかない」と今後の活動の展望も合わせて語ってくれました。

続いて、愛知朝鮮中高級学校オモニ会会長の姜順恵さんは、10年前原告となった学生たち、そしてその親たちの当時の心情に思いを馳せながら話してくれました。裁判の原告になるということはもちろん簡単なことではありません。「原告に立ちたいと子どもに言われても、将来のことを考えて反対した親もいたと思いますし、未来のある子どもたちを原告に立たせてどうなるんだらうかと考える親もいたと思う」と自身も高校3年生の子どもを持つ母親としての立場から語ってくれました。それでも裁判の原告に立つという決断をした10年前の原告やそのオモニたち。「では、10年後の自分たちには何ができるか。それは知って学んで伝えることではないか。この10年で終わりではなく、今からまた10年、さらに10年、先代のオモニ会会長たちのバトンをさらにつなげたい」と力強く述べてくれました。

また、愛知朝鮮中高級学校の教員である劉京美さんは、自身が愛知朝鮮高校を卒業する直前に高校無償化の話が持ち上がったときのことを話してくれました。そのときは無償化が適用されるものだと思います、喜んだ記憶があると言います。その後、朝鮮大学校に進学してからも無償化闘争に積極的に関わり続けた京美さん。「立場が高校生、大学生、教員として変わりながらも無償化裁判に関わってきたが、まさか10年後に学生にまだこういう思いをさせてしまうとは10年前は思いもしなかった」と悔しさをにじませながら語ってくれました。

同じく愛知朝鮮中高級学校卒業生の朴鐘勲さんは、無償化裁判と共に過ごした高校、大学時代、そして社会人になってからの日々について話してくれました。「これほど在日朝鮮人である自分やそれを与えてくれたウリハッキョ、民族教育というものと真摯に向き合った経験はないのではないかとその日々を振

み入れるときに、私も含めて多くの日本人がいただく戸惑いだと思います。日本人支援者も目をそらすことなく、この課題を乗り越えていくときこそ、日本社会の声を共に変えていける力を得るのだと信じます。

り返ります。「朝鮮学校に通い民族教育を受けていると、1世、2世が朝鮮学校を築き守ってきたということを学ぶが、それをただの歴史、過去のものとしてではなく今なお続いていることを自分たちの経験として実感した期間であったと思う。この無償化問題を通じて、過去10年の卒業生たちはこれまでと違う角度で自分と民族教育、自分とウリハッキョを考える機会になったのではないかと思う」と述べます。大変な経験を前向きに捉えるこの発言に朝鮮学校生の底力を見ました。

その後お話してくれた留学同東海出身の陳聖華さんは日本学校出身で朝鮮学校には一度も通っていません。そのため、卒業生たちと同じような気持ちで裁判に臨むことが最初はできなかったと言います。しかし、この10年間朝鮮学校に関わる中で聖華さんの意識にも変化が現れました。その最たるものが朝鮮学校の呼び方です。それまでは「朝鮮学校」と呼んでいたのが本当の意味で私たちの学校、「ウリハッキョ」と呼べるようになったと聖華さんは言います。また、聖華さんはこの10年間を振り返って今思うこととして、次のようなことを話しています。「在日朝鮮人たちは奪われたものを取り戻すために闘い続けてきました。そういう闘いの中で勝ち取ったものも少なくないですが、日本社会が、日本政府が過ちを認めて、私たちの権利を回復したことは残念ながら一度もありません。今回の無償化闘争も在日同胞の闘いの歴史の中で間違いなく重要なものですが、そういうみんなが傷ついたり涙しながらも権利を取り戻すための闘いがいつまで続くんだろうなと思いました」。穏やかな口調ではあったものの、その言葉には朝鮮を植民地にした時代から一向に変わらない日本社会に対する静かな怒りが込められていました。

対談の最後に、舞踊部の顧問である劉京美さんが学生たちの近況について写真を見せながら話してくれました。舞踊部の作品は通常、顧問の先生が作るようですが、2020年は学生たちに作品の結末を考えさせたいと言います。テーマは、第二制服を当たり前に着る朝鮮高校の学生が自分の進路の悩みにぶち当たったときに朝鮮人としての自覚をどう持ち、どう生きるのか。学生たちは歴史を勉強したり、討論したりしながらその結末を考えたと言います。そして、彼女たちが出した自分たちの誇らしい生き方というのは、「自分たちのために闘ってくれた方々への感謝を忘れずに、先代たちが残してくれた魂を受け継いで朝鮮人として堂々と生きていくこと」。京美さんは「当たり前のように差別の中で生きている子どもたちが自分たちで討論してこういう結論を持つてくるというのがすごいなと思った」と話します。

最後に「ウリハッキョがなくなってしまうたら、朝鮮人としての誇りを共有したり、表す場所がなくなってしまうので、ウリハッキョをどういう風に守って行くかというのをこれまで支援して下さった人と手を取り合って考えて、それを実現して、子どもたちの未来につなげていけたらと思う」という京美さんの言葉で30分に渡った対談は締め括られました。

連帯メッセージ 《朝鮮語》

朝鮮対外文化連絡協会より

조선학교 학생들의 배움의 권리를 지키기 위해 성의있는 노력을 다하고있는 여러분에게

앞날의 사회를 떠메고 나갈 새 세대들이 밝게 웃으며 구김살없이 자라기를 바라는 선량한 마음을 안고 귀중한 시간을 내어 집회장으로 달려온 여러분에게 따뜻한 연대의 인사를 보냅니다.

재일조선인들이 일본에서 살게 된 역사적경위로 보나 어린이들을 보호하고 그들의 권리를 보장해주어야 할 인도주의적견지로 보나 조선학교에는 마땅히 고등학교지원 제도가 적용되어야 하였습니다.

그러나 자기 나라의 말과 글, 자기 조국에 대하여 배운다고 하여, 자기 조국을 잊지 않으려 한다고 하여 조선학교 학생들은 부모들이 납세의무를 리행하고있음에도 불구하고 지원제도적용에서 배제되고있습니다.

사는 곳도 다르고 하는 일도 다르지만 여러분은 그 어떤 명어나 보수도 바람이 없이 서로서로 힘과 목소리를 합쳐 조선학교 학생들에게 가해지는 부당한 차별을

連帯メッセージ 《日本語訳》

朝鮮学校の生徒の学ぶ権利を守るため、 誠意ある努力を尽くしておられる皆さんへ

これからの社会を担う新しい世代が明るい笑顔の中でのびのびと育つことを願われている皆さんが、その善良な心を抱いて、貴重な時間を割き、この集会場に駆けつけて来られたことに温かい連帯の挨拶を送ります。

在日朝鮮人が日本で暮らすことになった歴史的経緯からしても、子供たちを守り彼らの権利を保障しなくてはならない人道主義的見地から見ても、朝鮮学校には、当然、高等学校支援制度が適用されるべきでした。けれども、自分たちの国の言葉や文字、自分たちの祖国について学んでいることが理由で、また自分たちの祖国を忘れないようにしていることが理由で、朝鮮学校の生徒は、親が納税義務を果たしているにもかかわらず、支援制度から排除されています。

お住いの場所もご職業も各自別々な皆さんですが、名誉や報酬を望むこともなく、お互いに力と声を合わせて、朝鮮学校の生徒に向けられた不当な差別に反対する様々

반대하는 다양한 활동들을 즐기치게 별려왔습니다.

넘기 어려운 장벽이 막아설 때마다 여러분은 자신들의 정의로운 목소리를 더욱 높여나갔으며 조선학교 학생들에게로 더욱 가까이 다가가 자신들의 따뜻한 진정으로 그들을 고무격려해주었습니다.

조일우호는 먼 곳에 있는것이 아니라 여러분의 몸 가까이 에, 조선학교에 대한 차별을 반대하여 여러분이 벌리고있는 활동속에 있다고 봅니다.

우여곡절은 있겠지만 우리는 끊임없이 이어지고있는 여러분의 헌신적인 노력이 보다 많은 일본사람들속에서 조선학교에 대한 관심과 민족교육에 대한 지지성원을 불러일으키게 되리라 굳게 믿습니다.

끝으로 여러분이 모두 건강할것과 가정에 행복이 있기를 진심으로 바랍니다.

な活動を粘り強く展開されてきました。

大きな障壁が前途を塞ぐたびに、皆さんは自分たちの正義の声をさらに高め、朝鮮学校の生徒たちになお一層寄り添い、暖かい真心で彼らを鼓舞激励して下さいました。

朝日友好は遠いところにあるのではなく、皆さんの身近に、皆さんが行っている朝鮮学校差別に反対する活動の中にあるのだと思います。

私たちは、紆余曲折があっても絶えることなく続いている皆さんの献身的な努力が、より多くの日本の人々の中に朝鮮学校への関心と民族教育への支持声援を呼び起こしていくものと確信しています。

最後に、皆さんが揃ってご健勝で、ご家庭に幸せのあることを心から願ってやみません。

連帯メッセージ
《朝鮮語》

「ウリハッキョと子供たちを守る市民の会」共同代表 ソン・ミヒさんより

안녕하십니까?

한국의 <우리학교>와 아이들을 지키는 시민모임 공동 대표 손미희입니다.

전 세계의 대 재앙인 코로나정국에서도 우리학교와 아이들을 지키기 위해 온마음을 다해 오늘도 함께 하시는 여러분들께 존경과 감사의 인사를 드립니다.

여러분과 함께 한자리에서 눈빛 마주치며 손 맞잡고 만났더라면 얼마나 좋았을까요?

참 많이 보고 싶고 그립습니다.

다들 강건하시지요?

지금 이 시간에도 일본사회에서 재일동포와 조선학교에 대한 차별은 수시로, 또 노골적으로 수없이 많이 벌어지고 있습니다.

일본정부는 아베총리 재임시절 고등학교 수업료 무상화 제도에서 유일하게 조선학교만을 배제하였으며, 아베의 정치적 동반자이며 당시 관방장관이었던 스가총리 역시도 “정부 전체방침이기 때문에 총리 지시를 바탕으로 대응하겠다”는 입장이었습니다.

여기서 멈추지 않고 일본정부는 2019년 10월, 일본 내 전체유아보육시설의 0.16% 밖에 되지않는 조선학교 유치원을 포함한 각종학교 외국인 유아시설 88개교를 유아교육, 보육 무상화에서도 배제하며 수위를 높여 나갔습니다.

왜 우리 동포들과 아이들이 일본사회로부터 차별과 혐오의 대상이 되어야 합니까?

재일동포들은 일본의 식민지배로 인해 그곳에 살게 된 사람들이며, 세대를 이어 정착해 살면서 일본사회의 구성원으로 저마다의 역할을 충분히 수행하고 있는 사람들입니다.

일본정부가 재일동포들에게 행하고 있는 차별정책은 단순한 차별이 아닌 우리 민족에 대한 명백한 탄압이며, 민족교육을 말살하기 위해 자라나는 아이들에게까지 노골적으로 차별을 가하는 치졸하고 파렴치한 폭력중의 폭력이고, 국가폭력입니다.

남의 나라 남의 땅에서도 민족적 긍지와 자부심으로 오늘을 살아가는 사랑하는 동포여러분!

더불어 사는 일본사회를 위해, 미래의 동아시아 평화

를 위해 우리 동포들과 손 꼭 잡고 계신 일본의 양심적인 고마우신 분들!

오늘의 결론이 끝이 아님을 우리 모두는 잘 알고 있습니다.

우리는 포기하지 않을 것이고, 계속 싸울 것이고 그리하여 반드시 이길 것입니다.

여러분이 먼저 시작하신 오사카의 <화요행동>과 도쿄의 <금요행동>을 이어받아, 서울 일본대사관 앞에서 시작한 <금요행동>도 지난 11월 6일 293차로 6년째로 접어들고 있습니다.

지금은 금요일마다 제주에서, 경북에서, 농촌의 들녘에서, 공장에서, 사무실에서 수많은 사람들이 인증 샷을 찍으며 힘을 모으고 있습니다.

이제는 저 멀리 미국의 LA와 뉴욕, 호주와 러시아, 독일에서도 우리 동포들이 금요일마다 응원하고 하나가 되고 있습니다.

이 힘이 확대되어 통일의 노래가 되고 평화의 춤이 될 것입니다.

들로 갈라진 조국의 분단으로 인해 술한 어려움을 겪으며 지내온 우리 동포들, 우리 민족의 말과 글, 역사를 곳곳히 가르치고 민족교육을 지켜온 우리 동포들!

우리 동포들이 가장 바라는 것은들로 갈라진 조국이 하나가 되는 것, 바로 통일일 것입니다.

우리들이 조선학교와 재일동포에 대한 연대와 응원을 넘어 통일세상을 더 빨리 앞당기기 위해 노력해야하는 이유입니다.

분단에서 통일로, 대결에서 평화로 가는 우리민족을 전 세계가 주목하고 있습니다.

우리들은 승리의 그날까지 여러분과 함께 행동하겠습니다.

더 이상 조국의 분단으로 인해 가슴 아픈 이들이 없도록, 우리 아이들이 서럽지 않도록 우리 어른들이 조금만 더 힘을 냅시다.

남, 북, 해외 온 민족의 힘을 모으면 반드시 이깁니다. 포기하지 않고 끝까지 싸워서 기필코 이깁시다!!!

투쟁!!! 승리!!!!

고맙습니다.

連帯メッセージ
《日本語訳》

アンニョンハシムニカ?

韓国で活動している『ウリハッキョと子供たちを守る市民の会』の共同代表ソン・ミヒです。

世界中で大災害となっているコロナ禍の中でも、ウリハッキョと子供たちを守るために、心を尽くして、今日も行動を共にされる皆さんに尊敬と感謝の挨拶を送ります。

皆さんと同じ場所にて、共に目と目を合わせ手に手を取り合うことができたなら、どれほど良かったでしょうか? 本当に会いたくてとても寂しいです。

皆さんお元気ですよ?

今この時にも、在日同胞と朝鮮学校に対する数多くの差別は、頻繁にそして露骨に日本社会に蔓延しています。日本政府は、安倍首相在任中、高校授業料無償化制度から唯一、朝鮮学校だけを排除しましたが、安倍の政治的パートナーだった菅首相もやはり、官房長官当時、政府全体の方針であるためと、(前)首相の指示に基づいて対応したいという立場でした。

これにとどまらず日本政府は、2019年10月に、国内全幼児保育施設中、わずか0.16%にしかない朝鮮学校幼稚園を含む各種学校外国人幼児施設88校を幼児教育・保育無償化からも排除し差別の水位を高めました。

なぜ、我が同胞や子供たちが、日本の社会において差別と嫌悪の対象とならなければいけないのでしょうか?

在日同胞は、日本の植民支配により日本に住まわされた人々であり、世代を継いで定着し生活を営み、日本社会の構成員としてそれぞれの役割を十分に果たしている人々です。

日本政府による在日同胞に向けられた差別政策は、単なる差別では済まされない、我が民族に対する明白な弾圧です。民族教育を抹殺するためなら、育ちゆく子供たちにまで露骨に差別する稚拙で恥知らずな暴力中の暴力であり、国家暴力そのものです。

他国の地にあっても民族の誇りと自負心を胸に、現在を生きていく愛する同胞の皆さん!

共に生きる日本社会のために、これからの東アジアの平和のために、我が同胞たちと固く手を握り合っていらっ



しゃる心ある有難い日本の方々!

今日の結論によって、すべてが終わったわけではないことを私たちはよく知っています。

私たちは諦めたりしません。戦い続け、そして必ず勝利します。

あなた方が、まず、最初に始められた大阪での「火曜行動」と「金曜行動」に倣い、ソウルの日本大使館前で始めた私たちの「金曜行動」も、11月6日の293回をもって6年目に突入しました。

今では毎週金曜日に、済州島で、慶尚北道で、農村の野原で、工場で、オフィスで、多くの人々が認証ショットを撮って協力しています。

今頃は、遠くアメリカのロサンゼルスやニューヨーク、オーストラリアやロシア、ドイツでも、私たちの同胞が毎週金曜日に一堂に会して応援しています。

この力がさらに大きくなって、統一の歌、平和の踊りとなることでしょう。

二つに裂かれた祖国の分断により、あらゆる辛酸をなめてきた我が同胞、我が民族の言葉と文字・歴史をしっかり教え、民族教育を守ってきた我が同胞!

我が同胞が何より望むことは二つに分かれた祖国が一つになること、そう、統一です。

私たちが、朝鮮学校と在日同胞に対して単に連帯し応援するために努力する以上に、統一された世の中をより早く実現するために努力しなければならない理由です。

分断から統一へ、対決から平和へと向かう我が民族を全世界が注目しています。

私たちは勝利のその日まであなた方と行動を共にします。

これ以上祖国の分断によって辛い目に合う人を生まないように、私たちの子供たちが悲しい思いをしないように、私たち大人がもう少しだけ頑張りましょう。

南・北・海外の全民族が力を合わせれば必ず勝利します。諦めず、最後まで闘って何が何でも勝利しましょう!!! 闘い!!! 勝利!!!!

コマプスムニダ。

連帯メッセージ

一人をつなぐ (愛知無償化訴訟総括集会に参加して)

日朝友好三重県民会議 事務局長 出口恵梨子さんより

会場に到着してまず目に入ったのが、多くの朝高生たちの姿でした。友だちと談笑する姿、じっと座って会の始まりを待つ姿、その場にいた一人ひとりが、どんな思いでこの会場にいるのだろうと考えていました。子どもたちには学ぶ権利があり、学ぶ場所によって支給の可否が問われるべきではありません。この10年間、今を生きる子どもたちの姿を前にして、この子たちの何を見て、何を聞いて裁判の判決がなされたのか、そしてこの判決がいかに不当なものなのかあらためて感じました。

私は昨年4月から日朝友好三重県民会議の事務局長をしています。この立場になり、三重県の四日市朝鮮初中級学校の先生たち、そしてそこからつながった方々と話すなかでたくさんを知り、今までの自分の考え方や感じ方とは違った角度からの見方に気付きました。会場で「ここからが始まりなんだ」と語るみなさんの姿を見て、今の自分ができるとは、まずはわたしの周りに

いる人たちに「出会い」の機会をつくること、そして語りあうことだと思っています。

日朝友好三重県民会議ではこれまで、朝鮮半島をめぐる歴史的諸問題を正しく認識するため、「アイたちの学校」の映画上映会を開催してきました。参加者のアンケートには、「知らないことがたくさんあった」「歴史的事実、現在も続く差別を再確認することができた」などの意見があげられていました。今後、新型コロナウイルス感染症の状況をみながらはなりますが、三重県の各地で上映会をすすめていきます。日本人として、加害の歴史にむきあうとともに、日本にいるすべての子どもたちの「豊かな学び」が保障されるように、引きつづき、運動をすすめていかなければなりません。

自分の隣りにいる人に、そしてその人からまた次のどれかへとつながるよう、地道にこつこつと理解の輪を広げていけるようとりくんでいきます。

弁護団の先生方より メッセージ

無償化裁判の10年を振り返って

総括集会の開催に際して、中村一成さん、山本崇記さん、文時弘さん、大阪朝鮮高級学校オモニ会会長 高己蓮さん、広島初中高級学校オモニ会元会長 朴陽子さんをはじめ、多くの支援者の方々から連帯のメッセージを頂きました。ありがとうございました。

中谷雄二先生

無償化裁判を闘って10年が経過しました。最高裁で敗訴判決が確定するまで、勝訴の可能性を信じていました。地裁・高裁の判決とそれを追認した最高裁判決は、恥ずかしいものです。朝鮮人として祖国とつながりがあること、朝鮮人としての民族教育を受ける権利を日本国憲法は認め、それを理由にした差別は許していません。この判決は日本社会にある在日朝鮮人に対する差別意識を反映したものです。社会自体を変えていくことなしに克服はできません。裁判は終わってもこの国を正義と人権が守られる国に、社会にする闘いを続けていきます。

熊谷考人先生

私が弁護士2年目の頃から無償化裁判が始まりましたので、私の弁護士人生は、無償化裁判と共にありました。無償化裁判の弁護団員となり、初めて、朝鮮学校に足を運びました。朝鮮学校のことを知るにつけ、朝鮮学校の子ども達だけが無償化から除外されていることに、強い憤りを感じるようになりました。朝鮮学校の皆様も、司法の場で主張したことは、本当に正当なものでした。日本社会の一員として、今回の敗訴については、責任を痛感しております。朝鮮学校関係者の皆様にも、深くお詫び申し上げます。朝鮮学校無償化排除のような差別的な政策が二度と繰り返されないよう、皆様とともに、今後も闘い続けていく所存です。引き続き、よろしくお願い申し上げます。

仲松大樹先生

2010年に弁護士になり、2011年に弁護団に加わりました。朝鮮学校はおろか朝鮮と日本との歴史についても無知の極みで、よく恥ずかしげもなく弁護団に入ったものだと思面します。民族と個人との関係をどのようにとらえたらよいのか悩みましたが、ある時、個人的な体験もあってストンと納得ができ、急に視界が開けたような鮮烈な感動をおぼえたことをよく覚えています。もし自分にこの10年で弁護士として、あるいはさらに人間として成長できたところがあるとするれば、この弁護団での経験はその相当部分を占めているように思います。裁判は残念ながら一区切りですが、たたかいはずっと続きます。これからもよろしく願いいたします。

矢崎暁子先生

「朝鮮高校生就学支援金不支給違憲国賠訴訟の10年を振り返って」

高校無償化制度から朝鮮高校が排除されているのを知ったのは司法修習生のときでした。そのとき初めて、朝鮮学校の存在もほとんど知らずにいたこと、自分が高校生当時に友人からカミングアウトを受けた事実さえ忘れていたことに愕然とし、自分自身の無知と偏見を克服したいという思いもあって、弁護士になると同時に無償化弁護団に入りました。弁護団では2010年前後の国会議事録から議論状況を抜き出したり、日本社会に蔓延する「北朝鮮嫌悪」が背景にあることを論証したりする役割を担いました。朝鮮民主主義人民共和国にも2回旅行に行き、歌も覚えました。これからもがんばります！

金銘愛先生

昨年9月、最高裁判所が上告棄却・上告不受理決定の判断を下したことにより、愛知無償化訴訟の裁判闘争は一応終結することになりました。私が弁護団として活動した6年間を振り返ってみると、沢山の方の支援があってこそこの裁判闘争だったと強く感じます。民族教育の価値を裁判所に伝えるために、沢山の同胞をお願いしてお話を伺いました。また、母校の法科大学院の恩師にも幾度となく法律的な助言をいただきました。それ以外にも、傍聴活動や署名活動等と本当に沢山の方の支援に支えていただきました。振り返ってみると、本当に感謝の言葉しかありません。ただ、同時に、裁判闘争が「敗訴」という形で終わりとなったことが悔やまれますし、申し訳ない気持ちでいっぱいです。しかし、私はまだ諦めません。諦めてなんかやりません。失望を怒りに変え、この裁判闘争を得たものを糧に、朝鮮学校の未来を守るための活動に取り組んでいきたいと思っています。

中島万里先生

2014年に弁護団の一員となり、在日朝鮮社会の若者達が何を学ぶかは彼ら自身が選ぶことであり、その選択次第で差別することは許されないとの信念で活動してきました。原告から、在日朝鮮人と日本人が公正に扱われなければならないのは両者が「同じ」だからではないと指摘され、己の偏見に気づかされたことがあります。朝鮮高校無償化裁判を通じて多くを学びましたが、違いを認めて公正に扱う、それがこの裁判を支える原理であったと思います。原告の皆さんの言葉の一つ一つ、学生の皆さんの生き生きとした姿が忘れられません。無償化排除問題は、第一に差別の加害者側である日本人の問題であり、加害者側に属する私のこの問題に対する闘いも終わりません。

青木有加先生

金銘愛弁護士と司法修習同期で、そして2017年頃になって在日朝鮮人に対する差別があるのに何もしていない自分が差別に加担しているのではないかと思うようになったことから、2017年春に弁護団員となりました。まだ4年も経っていません。いつも傍聴席から熱く思いを寄せてくださったことを本当に感謝しています。訴訟で原告の請求は棄却されてしまい、日本の司法の問題を突き付けられました。地裁の判決書を受け取った時に味わった気持ちがまだ湧き上がってきます。私ができることは小さく不十分なことばかりだと思いますが、みなさんと共にある思いで、これからも差別解消に向けた活動をしたと思っています。

郭勇祐先生

私が神戸朝高に通っていたとき、高校無償化制度が始まり、朝鮮学校は排除されました。私はこれがきっかけで弁護士を志しました。高校生のときから、街頭宣伝、署名活動を行い、京都での大学、ロースクール時代は、それに加えて勉強会や講演会、大阪の裁判傍聴等も行い、弁護士になってからは、愛知の弁護団に入りました。無償化除外から今に至るまで、常に頭の中には無償化問題がありました。愛知での裁判は敗訴してしまいましたが、他の地方での闘いは終わっていないですし、裁判闘争だけが運動では無いと思います。今後も色々模索しながら在日朝鮮人の権利擁護のため活動していきたいと思っていますので、これからもともに頑張りましょう。



全裕誠さん

アンニョンハセヨ！2020年度から無償化ネット愛知事務局員をさせて頂くことになった全裕誠（チョンユソン）と申します。チャルプタッカゲッスンミダ。

私は留学同の専任職員として朝鮮半島にルーツを持つ大学、専門学校の学生達と日々、朝鮮半島の歴史や情勢の勉強を行い意見を語り合ったりしています。そんな中で高校無償化問題というのは、私たちの活動の中でも切っても切り離せない重要な問題です。私自身も東京朝鮮高校の無償化裁判の原告ということもあって、最高裁への上告が棄却された時はかなり悔しい思いをしました。ですが同時に恥ずかしいことですが、〈高校無償化裁判〉について、当事者である私自信がうまく説明できない状態であることに気づきました。高校時代は、差別されていることへの反発心から裁判の原告になることを決意しましたが、長い闘争の末、自分の中で次第に関心が薄くなっていった気がします。同時に原告になった十数人の同級生たちも、今はもう一部をのぞいて会うことすら無くなってしまいました。実際、一般の学生にとって、法律の問題を理解するのは難しいと思います。裁判に〈勝った〉〈負けた〉と聞いても自分たちの事として感じられない学生もいることも残念ながら事実です。無償化裁判を自分たちの事としてとらえるためには〈朝鮮学校の存在している理由〉に焦点を当てる必要があるのではないかと思います。

朝鮮半島が植民地支配から解放された直後の1940年、50年代にGHQの統制下にあった日本では、未だに朝鮮人は人間としての権利を認められず、まるで動物以下の扱いを受けていました。帰国もできず、差別や偏見の中で唯一、〈人間〉として学び、成長できる場所、それが朝鮮学校だったのです。

幼稚園から高校まで朝鮮学校に通っていた私は、大学で初めて日本の学校に通うことになりましたが、そ

の時できた友達も『日本人と変わらないね』とか、『政治のことは関係ないよね』といった言葉をかけてきました。そのことから〈良心的な日本社会〉の中に、そして自分自身の中にも、植え付けられた〈常識〉によって〈平等〉の基準を作り、そこからはみ出た異質なものは仲間外れでも仕方ないという感覚があることに気がされました。今回の裁判闘争も、政治、外交上の問題を理由に無償化制度の規定を削除し朝鮮学校を無償化対象から除外したことがきっかけです。しかし、どこか私自身の中で「朝鮮との関係が悪いから仕方ない」と感じてしまっていたことが関心の薄さにつながっていったのではないかと思います。

私たちが住む日本社会は、確かに一部の人は何なく暮らして〈幸せ〉を感じています。しかしそれはある条件の中にいるからで、そこから一歩踏み出すと差別され、苦難を強いられます。生まれつき身体に障害を持つ人、〈男性〉でも〈女性〉でもない性の感覚を持つ人、… 挙げ出したらキリがないくらい多くの人がこの社会で苦しんでいるのに、私たちが妥協したところで本当の解決がなされるのでしょうか？日本で在日朝鮮人のみならず、すべての人の幸せが実現できる社会を作っていくためには、権利を主張し闘っていく道はありません。裁判では負けてしまいましたが、ここで闘いをやめてしまえば人間としての尊厳を失い、未来が奪われてしまうこととなります。裁判闘争の過程で見つかった課題をしっかり総括し、これからも全力で朝鮮学校、在日朝鮮人の権利のための活動に取り組んでいきます。

お力添えのほどよろしくお願いいたします。

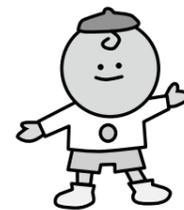
今後の活動方針

愛知の朝鮮高校無償化訴訟は、2020年9月に最高裁上告棄却という判断が下されました。大変残念で悔しい結果ですが、愛知の高校無償化裁判はこれで一区切りとなります。それに伴いまして、「朝鮮高校にも差別なく無償化適用を求めるネットワーク愛知」という会の名称を「民族教育の未来をともにつくるネットワーク愛知 ととりの会」に変更したく存じます。新しい会の名称には、朝鮮学校の権利が守られるような未来、民族教育を受けることを当たり前とする未来と一緒に生きていきたい、という想いがこめられております。少し長い名称ですが、「ととりの会」とみなさんには呼んで頂ければと思います。

ととりの会の活動方針の柱は次の3点です。

1. 各種権利獲得運動

裁判が終わったとしても、高校無償化制度適用を求める運動は終わりません。ととりの会では引き続き朝鮮高校にも無償化制度が適用されるよう運動を行なっていきます。また、高校無償化制度のみならず、幼保無償化制度、コロナ禍における学生支援緊急給付金など、様々な制度から朝鮮学校生が排除されているのが現状です。ととりの会はこうした状況を打破し、あたり前の権利を獲得するための運動を行ない、朝鮮高校のみならず、広く朝鮮学校を支える支援団体として活動していきます。具体的には、署名活動や街頭宣伝等を行なう予定です。運動にあたっては会員のみなさまにご協力をお願いすることもありますが、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。



2. 交流活動

朝鮮学校支援の輪を広げるために、多くの方に朝鮮学校に足を運んで頂き、子どもや保護者、先生たちと交流する機会を設けていきます。朝鮮学校のことを知ってもらうこと、そして朝鮮学校に関わる人たちと顔の見える関係を築くこと、それが支援を広げていくための大事な一歩だと我々は考えています。2014年から行なっている交換授業では、日本の大学の先生に愛知朝鮮中高級学校で授業をして頂いていますが、一度も朝鮮学校に来たことがないという日本の大学生なども多く参加してくれています。交換授業の後に開催される焼肉交流会では、初めて会った朝鮮学校の学生と日本の大学生がまるで旧知の友人かのように笑い合っている姿がしばしば見られます。ととりの会はこのような人と人との関係を作っていくための交流活動を積極的に行なっていきます。

3. 朝鮮学校の教育環境整備への支援

朝鮮学校に通う子どもたちが安心して学業や部活動等に打ち込めるよう、教育環境を整備するための支援を行います。2020年2月には無償化デーの一環として愛知朝鮮中高級学校で美化活動を行いました。朝鮮学校の学生、先生、支援者が一緒になって学校をきれいにする。単純で地道な作業ですが、朝鮮学校を守る一つの重要な方法だと考えています。少しでも子どもたちが気持ちよく学べるように、引き続き清掃や教育備品の整理などの美化活動を続けていきます。また、愛知朝鮮中高級学校では新校舎の建設を予定しています。新校舎建設に向けては様々な支援が必要となってきますので、ととりの会でも新校舎建設を下支えできるような支援を行っていきたくと思っています。

その他、ととり通信発行等はこれまでと同様に続けて参ります。引き続きのご支援、ご協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

みなさまのご協力をお願いいたします。

わたしたち「朝鮮高校にも差別なく無償化適用を求めるネットワーク愛知」

(朝鮮高校無償化ネット愛知)は2010年5月に結成されました。

愛知の無償化裁判は上告棄却という憤りを禁じ得ない結果となりました。

しかし、朝鮮高校生たちは希望を捨てず、前を向いて闘い続けています。

無償化ネット愛知は今後は「民族教育の未来をともにつくるネットワーク愛知 ととりの会」

として朝鮮学校とそこで学ぶ学生たちを支援していきます。

朝鮮学校 応援グッズ



クリアファイル
2枚セット
...500円



オリジナル付箋
...300円



購入希望の方、または、集会などの折に
販売にご協力いただけるようでしたら、
下記までご一報ください。

会費納入および カンパのお願い

朝鮮高校無償化ネット愛知／ととりの会では、朝鮮高校生就学支援金不支給違憲国家賠償請求訴訟および朝鮮学校の支援のために、『ととり通信』の発行のほか、さまざまな集会、学習会、街頭宣伝、署名、広報リーフレットや応援グッズの作成など多彩な活動を行っています。

これらの活動にはみなさまの会費及び賛同者の方々のカンパが大きき力となります。
みなさまのご理解とご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

〈会費〉1,000円/年 会費とカンパのお振込みは、下記の郵便振替口座または預金口座となります。

① 郵便振替払込口座 〈口座番号〉 00810-9-198143

② 他金融機関から
ゆうちょへの振込 〈銀行名〉 ゆうちょ銀行 〈店名〉 089 (ゼロハチキュウ) 〈店番〉 089
〈預金種目〉 当座預金 〈口座番号〉 0198143

※ ①②とも〈名義〉朝鮮高校無償化ネット愛知

【連絡先】 愛知県豊明市栄町南館 55
愛知朝鮮学園内 朝鮮高校無償化ネット愛知／ととりの会 金伸治
Tel : 0562-97-1815 Fax : 0562-97-1829
Mail : mushoukanet.aichi@gmail.com

ととり通信 24号

2021年1月24日 発行

発行：朝鮮高校無償化ネット愛知／ととりの会

URL <http://mushouka.aichi.jp/>

e-mail : mushoukanet.aichi@gmail.com

FAX : 0562-97-1829

編集：USM～ウスム～ウリハッキョサポートネットメンバーズ

デザイン：(株)アトリエ・ハル